

静岡県告示第65号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、同法第15条第2項の申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、令和3年3月16日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3年2月2日

静岡県知事 川勝平太

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社ヤマモト

静岡県富士宮市山宮2344番地

代表取締役 山本 文洋

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県富士宮市山宮字下蒲澤2345番1 外4筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2）

シアン化合物の分解施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第11号）

4 処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、政令第2条第13号廃棄物、廃酸、廃アルカリ

特別管理産業廃棄物

感染性産業廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害廃アルカリ（シアン化合物を含むものに限る）

5 申請年月日

令和3年1月5日

6 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県東部健康福祉センター環境部廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）

7 縦覧期間及び時間

令和3年2月2日から令和3年3月2日まで

縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。

8 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

9 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先

縦覧場所と同じ